

平成 25 年 8 月 5 日

## 環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画(環境省計画)の項目(案)

### 1 特定鳥獣の種類

ゼニガタアザラシ (*Phoca vitulina*)

### 2 特定鳥獣保護管理計画の計画期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

### 3 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

襟裳岬周辺で繁殖する個体群が生息する区域

### 4 特定鳥獣の保護管理の目標

ゼニガタアザラシは、日本では襟裳岬から根室半島にかけての沿岸域に生息しており、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。しかし近年、特にえりも地域の個体群については、安定的な個体群を維持しているといわれており、また食害による漁業被害が深刻化している。そのため、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の安定的な存続とゼニガタアザラシによる水産被害の軽減を図ることを目的として保護管理を実施する。

### 5 特定鳥獣の数の調整に関する事項

絶滅危惧種であり、現時点では科学的情報が乏しいことから、補殺を伴う個体数調整については当面見合わせるが、絶滅危惧種の再検討を含めて、生息数等の科学的なデータの収集・分析を行うこととする。

### 6 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

現時点では想定する記載事項なし。

### 7 被害防除対策に関する事項

現在までも様々な手法が試みられているが、同一の被害防除手法の長期間の使用に対しては慣れが生じ、効果が減少するため、確実な防除手法は見出されていない現状である。しかし、被害対策は、例え捕獲ができたとしてもそれだけでは不十分であることから、被害防除対策についても引き続き検討を行っていく必要がある。そのため、忌避や追払い、網の改良等いくつかの手法の改良、併用等を試み、継続的に効果の検証を行いながら、効果的の手法の検討を行うこととする。

### 8 モニタリングに関する事項

保護管理の基礎となる生息状況等に関するデータを収集する。個体数推定、生息環境、生息動向、被害状況等の把握に必要な情報の継続的な収集

の手法を検討し、情報の収集・分析を行う。

## 9 計画の実施体制に関する事項

計画の実施に必要な被害防除手法やモニタリング手法等の各手法の確立は、環境省が主体的に実施する。環境省は、毎年度、計画に基づく事業の実施計画(事業計画)を作成し、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等の多様な関係者と連携して計画に基づく事業を実施するものとする。また、必要に応じて保護管理計画を見直す。環境省は、各関係者の協力を得て、事業実施状況等の情報の収集を行い、科学委員会を通じてモニタリングや調査の結果の分析・評価を行う。保護管理計画及び事業計画の評価、見直し等は保護管理協議会を経て行う。

なお、将来的には、北海道が環境省計画を踏まえ、法に基づく全道域でのアザラシ保護管理計画を策定し、環境省を含む各関係者が主体となって連携しながら保護管理計画の実施に取り組む。